

武蔵大学における性的指向、ジェンダーアイデンティティおよび性表現 の多様性に関する基本方針

2024年 5 月 23 日

武蔵大学

武蔵大学では、「武蔵大学の人権に関する基本方針」に基づき、学生、教職員、その他関係者が、学業、課外活動、研究、教育およびそれらを支えるさまざまな活動を行う上で、個人として尊重され、誰もが安心して過ごすことができる環境を整え、これを確立いたします。

その一環として、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）および性表現※（以下「SOGIE」と記載。Sexual Orientation, Gender Identity and gender Expression の頭文字を取ったもの）の多様性についての基本方針を定めました。

※ 2023 年 6 月に制定・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、「性的指向」は「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。また「ジェンダーアイデンティティ」は、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は「本人のその時々主張を指すものではなく、自身の『性』についてのある程度の一貫性を持った認識を指すもの」と示されています。

1. 武蔵大学は、SOGIE の多様性を尊重します。SOGIE は、明確な区切りのないあいまい、かつバリエーションにとんだ状態であり、また人によっては揺らぎや変化もあることを念頭に置き、誰もが過ごしやすい大学となるよう環境整備に取り組みます。

2. 武蔵大学は、学業、課外活動、研究、教育およびそれらを支えるさまざまな活動において、SOGIE を理由とした差別や不利益が生じないよう、学生・教職員の啓発をおこないます。お互いの違いを認め合い、お互いに尊重し、信頼し合える大学を目指します。

3. 武蔵大学は、SOGIE を理由とした差別や不利益が生じた際は、厳正に対処し、再発防止に取り組みます。

4. 武蔵大学は、SOGIE に関わる情報の開示の可否・開示の範囲、またその表現については、当事者の意思を確認したうえで対応を取ります。

以上